

事務連絡
令和3年7月9日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について

令和3年7月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。)第32条3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」といいます。)として、東京都が追加され、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年8月22日までとされたとともに、沖縄県については、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年8月22日まで延長されました。

また、特措法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年8月22日まで延長されました。

このことを踏まえ、即時対応特定経費交付金の取扱いについて、下記の通りとすることとしましたのでお知らせします。

貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

今般、緊急事態措置を実施すべき期間及びまん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年8月22日まで延長等されたことを踏まえ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「まん延防止等重点措置区域」といいます。)については、令和3年8月22日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

また、現下の全国的な感染状況を踏まえ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の区域についても、引き続き効果的な感染症対策が求められることから、令和3年8月22日まで即時対応特定経費交付金の対象とすることとします。

(照会先)
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03(5501)1752